

(190) 【発行国】日本国特許庁(JP)  
(450) 【発行日】平成28年6月21日(2016.6.21)  
【公報種別】商標公報  
(111) 【登録番号】商標登録第5851946号(T5851946)  
(151) 【登録日】平成28年5月20日(2016.5.20)  
(540) 【登録商標】

# KEEPNEX

(500) 【商品及び役務の区分の数】1  
(511) 【商品及び役務の区分並びに指定商品又は指定役務】  
第7類 有機ELディスプレイ製造装置用メタルマスク，金属加工機械器具，化学機械器具，食料加工用又は飲料加工用の機械器具，ガラス器製造機械，ガラス用金型，プラスチック加工機械器具，プラスチック用金型，半導体製造装置，機械要素（陸上の乗物用のものを除く。），機械用歯車，ばね（機械部品）  
【国際分類第10版】  
(210) 【出願番号】商願2015-126150(T2015-126150)  
(220) 【出願日】平成27年12月22日(2015.12.22)  
(732) 【商標権者】  
【識別番号】514168843  
【氏名又は名称】地方独立行政法人京都市産業技術研究所  
【住所又は居所】京都府京都市下京区中堂寺粟田町91番地  
(740) 【代理人】  
【識別番号】110001069  
【氏名又は名称】特許業務法人京都国際特許事務所  
【法区分】平成23年改正  
【審査官】池田 光治  
(561) 【称呼(参考情報)】キープネックス  
【検索用文字商標(参考情報)】KEEPNEX  
【類似群コード(参考情報)】  
第7類 09A01、09A06、09A08、09A63、09A67、09A68、09F01、09F02、09F03、09F04、09F05